

愛知県いじめ問題調査委員会調査報告書の概要

1 事案の概要

平成25年6月、県内の私立中学校2年生（当時）の生徒のロッカーが複数の生徒から蹴られるという嫌がらせ行為があり、その後、同年10月には、当該生徒の自宅に「学校をやめてしまえ」という内容を含む匿名の中傷の手紙が送られた。

手紙の差出人が特定できない状況の中で、当該生徒は休まず通学していたが、平成26年2月頃から徐々に不登校に陥り、3年生に進級した同年4月からは欠席か遅刻という状況であったことから、学校は、本事案をいじめによる重大事態として平成27年1月に愛知県知事に報告し、同年6月に学校の調査結果を報告した。

2 本委員会の役割

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、愛知県では、「愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例」を制定し、この条例に基づき、いじめによる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために、学校の設置者又はその設置する学校が調査を行った結果について、知事による調査を行う機関として本委員会を平成26年11月に設置した。

本委員会では、学校が行った調査に関する、①調査のプロセスや方法、②調査の分析、③再発防止策について、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）等に基づいて、適切に行われたかどうかを検証することを役割とした（重大事態についての認定や、いじめに関する個々の事実の認定自体については、本委員会として検証を行うものではない。）。

(委員名簿)

氏名	職名
いまづこうじろう 今津孝次郎（委員長）	愛知東邦大学教授
くまだとよこ 熊田登与子（委員長職務代理者）	弁護士
ほんじょう しゅうじ 本城 秀次	名古屋大学名誉教授
よしかわ まさひろ 吉川 雅博	愛知県立大学教授
よろずや いくこ 萬屋 育子	特定非営利活動法人 CAPNA 理事長
やまだ まさこ 山田麻紗子（専門委員）	日本福祉大学客員研究所員

3 調査の経過

学校からの報告を受け、平成27年12月から平成28年7月までに本委員会は6回の委員会を開催した。

回数	年月日	内容	回数	年月日	内容
1	平成27年 12月15日	事案の概要について意見交換	4	5月25日	生徒側からの聴取り・論点整理
2	平成28年 2月24日	学校関係者からの聴取り	5	6月20日	報告書案の検討
3	4月20日	学校関係者からの聴取り	6	7月28日	報告書案の検討

4 検証結果のポイント

(1) 学校調査のプロセス・方法について

① 初期対応

学校は、ロッカーが蹴られる事件、匿名の手紙の事件について、把握していたにもかかわらず、相互に関連づけて検討することをしていない。学校は、加害生徒による謝罪によって事件を終わらせるだけではなく、一連のいじめを想定して、より早期に対応することを検討すべきであったが、そうした対応がなされなかった。

② 重大事態の調査開始の時期

被害生徒が中学2年の2月から欠席し始めたことからすれば、中学3年の早い時期において、重大事態の目安である30日は超過していたと思われる。学校は中学3年の12月まで調査を開始しておらず、より早期に調査を開始すべきであったが、なされなかった。

③ 組織による対応

学校は、本事案について、いじめ防止等の対策のための組織の一部の構成員が随時対応を検討したとしているが、正式に組織として立ち上げた記録が認められず、組織的対応が十分になされていなかった。

④ 組織の構成

学校が、本事案の調査に第三者を加えたのは、調査を終了する直前のことであった。調査内容を実効性のあるものとするためには、より早期の適切な時期に第三者の参加がなされるべきであったが、なされなかった。

(2) 学校調査の分析について

再発防止の観点からは、どうしていじめが起こってしまったのか、といういじめの原因についての分析がなされるべきであったが、学校は、いじめの背景や生徒の人間関係について十分な調査を行わなかった結果、原因につい

での分析がなされなかった。

(3) 学校における再発防止等のための取組みについて

① 初期対応を機能させるための取組み

いじめ防止等の対策のための組織が有効に機能するためのマニュアル、特に初期対応のマニュアル作成等を検討する必要がある。

② 被害生徒に寄り添い支える体制

ロッカーが蹴られる事件、匿名の手紙の事件を経て、被害生徒が中学2年の2月頃から徐々に不登校になり始めていた状況からすれば、中学3年時のクラス替えに当たっても、被害生徒と親しく、支えられる生徒を同じクラスにするといった、被害生徒に寄り添い支える体制について、最大限の配慮をすることを検討すべきだったが、なされなかった。

③ 教員に対する研修

いじめの相談や訴えがあった場合に真摯に傾聴したり、ささいな兆候であっても、いじめを積極的に認知するといった共通認識を学校全体で図ることが必要である。

④ 生徒に対するいじめ防止教育

いじめは、深刻な精神的危害になることや自分ひとりで抱え込まないことを繰り返し伝えることによって、生徒のとらえ方が変わり、未然防止や早期発見につながるものと考えられる。

5 まとめ（提言）

今後の学校現場におけるいじめの未然防止や早期発見、重大事態が発生した場合の適切な対応に役立てるため、本委員会として以下のとおり提言する。

① いじめの認識と初期対応

いじめの相談があった場合には、真摯に傾聴し、一連のいじめを想定して組織的に対応することが必要であり、組織が有効に機能するため、特に初期対応のマニュアル作成が重要である。そして、いじめの解決は、謝罪のみで終わるものではない、という観点から、被害児童生徒、加害児童生徒に対し、初期段階から継続的に注意を払っていくという視点からの取組みが求められる。

② 重大事態に対応する組織と調査開始の時期

「いじめの防止等の対策のための組織」を設置したうえで、定期的開催し、組織で情報を共有することによって、不登校事案についての速やかな調査開始を意識し、事実関係を適切に把握するよう留意すること。

③ いじめ防止等の取組み

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である（例えば、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配

ったり、保健室を利用する児童生徒に関する情報を養護教諭から担任やスクールカウンセラーに提供すること等)。日頃の情報収集を積極的に心掛け、教職員やスクールカウンセラー等が相互に積極的な児童生徒の情報交換を行うことにより、情報を共有することが重要である。

愛知県いじめ問題調査委員会調査報告書の概要

1 事案の概要

平成26年9月、県内の私立高校3年生（当時）の生徒間で、その所属する部活動の部室において、トラブルが発生した。このトラブルにより、生徒が怪我をし、骨折の診断書が提出された。学校は、骨折という事実に鑑み、本事案をいじめによる重大事態として判断し、平成27年1月に愛知県知事に報告した。

2 本委員会の役割

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、愛知県では、「愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例」を制定し、この条例に基づき、いじめによる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために、学校の設置者又はその設置する学校が調査を行った結果について、知事による調査を行う機関として本委員会を平成26年11月に設置した。

本委員会では、学校が行った調査に関する、①調査のプロセスや方法、②調査の分析、③再発防止策について、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）等に基づいて、適切に行われたかどうかを検証することを役割とした（重大事態についての認定や、いじめに関する個々の事実の認定自体については、本委員会として検証を行うものではない。）。

（委員名簿）

氏名	職名
加藤 幸雄（委員長）	日本福祉大学 名誉教授
熊田登代子（委員長職務代理者）	弁護士
本城 秀次	名古屋大学 名誉教授
吉川 雅博	愛知県立大学教授
萬屋 育子	愛知教育大学大学院 特任教授
山田 麻紗子（専門委員）	日本福祉大学教授

本事案については、熊田委員が委員長職務代理者として、報告書を取りまとめた。

3 調査の経過

学校からの報告を受け、平成27年2月から12月までに本委員会は10回の委員会を開催した。

回数	年月日	内容	回数	年月日	内容
1	平成27年 2月20日	事案の概要について意見交換	6	9月9日	学校関係者からの聴取り
2	3月26日	学校関係者からの聴取り	7	9月17日	論点整理
3	5月20日	生徒側からの聴取り	8	10月22日	報告書案の検討
4	7月22日	学校関係者からの聴取り	9	11月5日	報告書案の検討
5	8月6日	生徒側からの聴取り	10	12月15日	報告書案の検討

4 検証結果のポイント

(1) 学校調査のプロセス・方法について

① 組織的対応

平成26年9月26日に部室でのトラブルが発生した後、被害生徒は9月30日に1年時からのいじめを学校に訴えており、学校はその時点でいじめを想定して、速やかに組織的対応を決定すべきだったが、そうした対応がなされなかった。

② いじめの捉え方

学校は、9月26日の事件をケンカと捉え、ケンカといじめを直接的に関連付けることをしていない。日常的ないじめの延長に事件が発生した可能性を念頭に置き、一連のいじめを想定して対応することを検討すべきであったが、そうした対応がなされなかった。

③ 組織の役割

学校のいじめ防止基本方針に、いじめ防止等のための組織は定められているものの、最も重要となる初動時の指揮をとる組織やその役割が明確にされていない。

④ 事実認定の方法

9月26日の事件についての当事者の証言は一致していないが、学校は本人たちの言い分をそのまま認めるとして、周囲の目撃情報等を重要視していない。第三者を加えることによって、学校としての事実認定をしっかりと行うべきであったが、なされなかった。

⑤ 調査の手法

被害生徒が、いじめは部活動だけではなくクラスでもあると申し立てたが、学校は、クラス生徒へのアンケートの後に聴取の調査を実施せず、また、部活動部員についても、アンケートの結果を聴取で確認することをしておらず、調査が十分ではなかった。

⑥ 情報提供等

被害生徒側へ学校としてどのような調査を行うかなどを事前に情報提供すること、加害生徒側にも適切に情報提供することについて、十分に配慮すべきであったが、なされなかった。

(2) 学校調査の分析について

① 分析の前提

(1) ④のとおり、学校としての事実認定を十分に行っていないため、客観的な整理、分析等の作業を的確に行うことができなかった。

② 分析の観点

被害生徒の部室の机がボロボロにされているという誰の目にも見える事実があったのに、学校がなぜいじめに気付くことができなかったのか、ということについての分析はなく、学校は部活動顧問の指導力不足に言及するに留まっており、第三者を加えた分析が必要であった。

③ 原因の記載

学校の報告書において、被害生徒や加害生徒の人格や言動にも原因があるとの記載をしているが、こうした考え方は厳に慎むべきものである。なぜ、いじめに気付くことができなかったのか、という観点から原因の分析を行うことが重要であった。

(3) 学校における再発防止等のための取組みについて

① 再発防止策を検討する組織

再発防止策の検討に、いじめに詳しい第三者の意見を取り入れること、組織を機能させるための構成員の見直し、マニュアル作成等を検討する必要がある。

② アンケート

アンケートは、早期発見のために学期毎など複数回実施することが望ましい。また、アンケートにより得られた情報に学校がどのように対応したかを、生徒にフィードバックすることが重要である。

③ 教員・生徒に対する研修

教員研修の一層の充実が望まれると同時に、生徒がいじめ防止について学ぶ研修等も非常に効果的である。

④ 事案発生後の取組

いじめを訴えた後、被害生徒が孤立し、被害生徒に寄り添い支える体制

をとれなかったことについて、検証する必要がある。

5 まとめ（提言）

今後の学校現場におけるいじめの未然防止や早期発見、重大事態が発生した場合の適切な対応に役立てるため、本委員会として以下のとおり提言する。

① 組織のあり方

学校のいじめ防止基本方針において、初動時の指揮をとる組織を明確に示し、それを教職員、児童生徒、保護者にも周知しておくこと。組織の構成についても、いじめ問題に見識のある第三者の関与を求めるべきである。

② 適切な情報提供

被害児童生徒及び保護者に対し、調査組織の委員構成、調査方針の事前説明等を丁寧に行うとともに、加害児童生徒及び保護者に対しても、調査結果及びその結果に至る調査内容を丁寧に説明すべきである。

③ いじめ防止等の取組

いじめ防止に関する研修を、教職員だけではなく児童生徒も対象として定期的に行うと同時に、定期的なアンケート調査の実施等により、いじめの実態把握に取り組むこと、また、いじめの相談窓口について広く周知し、児童生徒が日頃からいじめを相談しやすい雰囲気をつくる必要がある。

6 付言

本委員会は、学校からの重大事態の報告に基づき、学校が行った調査に関する、プロセスや方法、分析、再発防止策について検証したものであり、重大事態を含めた事実の認定自体については、検証を行っているものではない。

2018. 10. 17 日進市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会

I 重大事態発生時の対応について

(1) 「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」

【いじめの定義】

法第 2 条

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当事者が苦痛を感じているもの

【重大事態とは】

法第 5 章 第 28 条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【基本的な方針 第 2-4】

重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害をこうむった場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

相当の期間 年間 30 日を目安

- ◎ 上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手
- ◎ いじめを受けた児童等やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する

(2) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成 29 年 3 月文部科学省

- ◎ 重大事態が発生しているにも関わらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行っていない、その結果児童生徒に深刻な被害、保護者に大きな不信を与えている
- ◎ 重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査を進める
調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある

II 県いじめ問題調査委員会報告に関わって

平成 26 年 11 月に設置 私立中学校 1 件、私立高校 1 件について調査委員会を開催した保護者からの申し立てによるもの

① いじめへの感度が低い

けんか、こどもどおしの単なるトラブル、遊び、悪ふざけなどと軽くとらえがち
→初期対応が遅れる

② ケンカ両成敗的な解決、被害者の気持ちに寄り添っていない

両方で形だけの謝罪をさせて解決させがち
→加害者に十分な反省を促せない、被害者側に不信を与える

③ いじめられる側にも問題がある

→加害者に十分な反省を促せない、被害者側に不信を与える

④ 被害者側からの聞き取りが不十分

→被害者側に不信を与える

⑤ 組織的な対応をしていない、担任のみの対応

→いじめ対応マニュアルがない

⑥ 学校だけで解決したい

→学校はトラブルの解決に慣れていない

→特に重大事態では外部の力が必要

→初期対応から外部を入れる、学校よりではなく客観性を担保できる人が望ましい

⑦ どのように対応したか職員、生徒にフィードバックされていない

→いじめ防止につながらない、生徒たちの学びとならない

⑧ 「いじめの様態」に示された状況は常にどこかでおきている

→見たり、聞いたりした時にみのがさない、放置していると重大事態となる

→職員間で情報を共有する

⑨ 【参考】2017 年小中高生の自殺数 357 人（小学生 11 人、中学生 108 人、高校生 238 人）

3 分の 2 が男子、ちなみに教員の自殺は 103 人

→遺書でいじめを告発する場合がある

⑩ いじめ認知件数をどうとらえるか→いじめへのアンテナが高くなると件数が多くなる